

個人住民税の寄附金税額控除を受けるには確定申告が必要です

地方自治体や一定の団体等に対して2,000円を超える寄附をした場合、一定額を上限として、個人住民税の税額控除を受けることができます。税額控除を受けるためには、確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄に寄附先及び寄附金額等を記載し、領収書等を添付の上、税務署に申告する必要があります（所得税が課税されずに個人住民税のみが課税される方は、お住まいの区市町村に住民税申告を行ってください）。

なお、令和8年4月1日以降に支出する都知事が認可した公益信託への寄附金が新たに税額控除の対象となります。

＜寄附金税額控除の対象となる寄附金＞

1 地方自治体への寄附金（ふるさと納税）

※ふるさと納税ワンストップ特例制度が適用される場合は、確定申告は不要です。

※令和元年6月1日以後に支出された東京都に対する寄附金は「ふるさと納税」（特別控除）の対象外となります。

なお、当該寄附金は、引き続き基本控除の対象となります。また、その他の地方自治体については、各自治体へお問い合わせください。

2 東京都共同募金会及び日本赤十字社（東京都支部）への寄附金

3 所得税の控除対象寄附金のうち、都又は区市町村が条例で指定した寄附金

- ・都民税については、都内に主たる事務所を有する公益法人、社会福祉法人、学校法人、認定NPO法人等への寄附金を指定しています。
- ・区市町村民税については、区市町村が条例で寄附金指定をしていますので、お住まいの区市町村にお問い合わせください。

【地方自治体への寄附金の例（△△市に30,000円を寄附した場合）】

所得税の確定申告書(第二表)

※下記の記載例は令和5年分申告書様式を用いています。

円		円		円	
○ 寄附金控除に関する事項(28)					
寄附先の名称等					寄附金
特例適用条文等					
○ 配偶者や親族に関する事項(29~33)					
氏名	個人番号				
寄附先の名称等	〇〇県△△市 □□1-1 △△市	寄附金	30,000 円		
○ 事業専従者に関する事項(34~36)					
事業専従者の氏名	都道府県、市区町村への寄附(特例控除対象)	共同募金、日赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附	専従者給与(控除)額
	30,000 円	円	円	円	円
○ 住民税・事業税(37~40)					
住民税	非上場株式の少額配当等	非居住者の特例	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額	特定配当の株式等譲渡所得全部の申告不要の特例
	円	円	円	円	円
				都道府県、市区町村への寄附(特例控除対象)	共同募金、日赤その他の寄附
				円	円
				都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附
				円	円

【お問合せ先】

- 確定申告の手続について・・・管轄の税務署
- 住民税申告の手続について・・・お住まいの区市町村
- ふるさと納税の手続等について・・・寄附先の自治体
- 都の条例指定寄附金について・・・主税局課税部課税指導課 03-5388-2969
- 区市町村の条例指定寄附金について・・・お住まいの区市町村



主税局HP(個人住民税の寄附金税額控除)